

クトワンリーガルレポート vol. 53(18C19・2018/7/3)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エーナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人クトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テー マ : 相続法改正要綱案の概要②

遺産分割制度の改正

- (1) 婚姻後 20 年以上を経過した配偶者に対する居住用資産の贈与は、一定範囲において税額控除の対象となっている。他方、遺産分割にあたっては、従来、生前贈与は、特別受益として持ち戻しの対象となり、一旦贈与された資産を計算上相続財産と仮定した上で、法定相続割合を計算するという取扱いとなっていた。したがって、居住用資産の贈与であっても相続の先取りとして評価されていた。
- (2) これに対し、今般の相続法改正要綱案においては、婚姻後 20 年以上を経過した配偶者に対する居住用資産の贈与は、持ち戻しの免除があつたとみなすこととし、特別受益に該当しないとされている。なお、要綱案においては、税法上の控除範囲を超えた生前贈与についても持ち戻し免除の対象とする趣旨と思われる。

自筆証書遺言制度の改正

- (a) 従来、自筆証書遺言については全文自筆で記載することが必要とされ、特に不動産を相続させる旨の遺言については、登記原因とするために登記記録と同等の特定が必要となり、このことが自筆証書遺言の利用を阻害する一因となっていた。また、自筆証書遺言及び秘密遺言については、登記実務上、検認を受けないと相続登記の際に利用できない取扱いとなっていた。
- (b) これに対し、相続法改正要綱案においては、自筆証書遺言における目録類はパソコンで作成し、又は登記事項証明書の写しに遺言者が署名押印すれば添付できることとされ、自筆証書遺言作成の負担軽減が図られている。
- (c) また、自筆証書遺言については、法務局に預託する制度が新設され、法務局に預託された遺言については、検認手続（民法 1004 条 1 項）が不要とされている。

総 括

以上のうち、配偶者に対する居住用資産の贈与についての「みなし」持ち戻し免除については、本来、理論的には居住用資産の一定割合は配偶者の潜在的所有物であると考えられ、それ故、上述の税額控除ないし離婚に伴う財産分与の課税免除などの取り扱いがなされていたことを考えると、当然の改正であると評価できる。この外にも、今回の相続法改正要綱案においては、①遺留分減殺請求制度の見直し、②特別寄与分（相続人以外の者による相続財産への寄与）制度の新設、③被相続人の預貯金の仮払制度の新設、などが盛り込まれており、早期の改正・施行が望まれるところである。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、クトワンリーガルレポート vol.54 は、「フェア・ディスクロージャー・ルール」(18C20) の予定(2018/9 発行予定)としております。

以 上